

「災害歯科保健医療連絡協議会」

行動指針

平成 29 年 12 月第一版

● 総論＝運営

役割フロー

【第1章 各参画団体の連携と対応フロー・訓練】

- 1 発災時における各参画団体の連携と対応フロー 2
- 2 平時からの実地訓練 5

【第2章 各参画団体の基本情報と役割、申し合わせ事項】

- 1 各参画団体の基本情報と役割 6
- 2 基本的な申し合わせ事項
(活動の際の統一的な考え方、行動) 7

【第3章 指揮命令系統】

- 1 指揮命令系統（発災場所・規模別） 11
- 2 日歯災害歯科コーディネーターの役割 11

情報フロー

【第4章 情報】

- 1 情報の集約 12
- 2 情報の共有 12
- 3 情報の発信 12

【第5章 センター機能】

- 1 平時のセンター機能とその役割 15
- 2 災害時のセンター機能とその役割 16

【第6章 緊急時の連絡体制】

- 1 指揮命令系統に基づく連絡体制 18
- 2 各参画団体の緊急時連絡先等 18
- 3 報告内容・報告形態 23

● 各論＝現場

【第7章 歯科の役割と連携】

- 1 災害時の歯科の役割 24
- 2 共通アセスメント票（フェーズ別） 27
- 3 災害時歯科保健医療支援アクションカード 28
- 4 診療体制の段階別基準 29

災害歯科保健医療連絡協議会 行動指針

総論＝運営

役割フロー

【第1章 各参画団体の連携と対応フロー・訓練】

1. 発災時における各参画団体の連携と対応フロー
2. 平時からの実地訓練

【第2章 各参画団体の基本情報と役割、申し合わせ事項】

1. 各参画団体の基本情報と役割
2. 基本的な申し合わせ事項
(活動の際の統一的な考え方、行動)

【第3章 指揮命令系統】

1. 指揮命令系統(発災場所・規模別)
2. 日歯災害歯科コーディネーターの役割

情報フロー

【第4章 情報】

1. 情報の集約
2. 情報の共有
3. 情報の発信

【第5章 センター機能】

1. 平時のセンター機能とその役割
2. 災害時のセンター機能とその役割

【第6章 緊急時の連絡体制】

1. 指揮命令系統に基づく連絡体制
2. 各参画団体及び加盟団体の緊急時連絡先
3. 報告内容・報告形態

各論＝現場

【第7章 歯科の役割と連携】

1. 災害時の歯科の役割
2. 共通アセスメント票(フェーズ別)
3. 災害時歯科保健医療支援アクションカード
4. 診療体制の段階別基準

1

この指針の目指すもの

- 本指針は大規模災害発生時、協議会参画団体が果たすべき役割を明示したものである。
- 各団体は本指針を基に適切な連携を保持し、統一的な行動をとることが求められる。
- 個々の団体が動くのは効果的・効率的ではないため、歯科全体として調整をとる。
- もって、現場での多職種連携もスムーズとなることを目指す。

2

総論＝運営（役割フロー）

【第1章 各参画団体の連携と対応フロー・訓練】

1. 発災時における各参画団体の連携と対応フロー
2. 平時からの実地訓練

【第2章 各参画団体の基本情報と役割、 申し合わせ事項】

1. 各参画団体の基本情報と役割
2. 基本的な申し合わせ事項
（活動の際の統一的な考え方、行動）

【第3章 指揮命令系統】

1. 指揮命令系統（発災場所・規模別）
2. 日歯災害歯科コーディネーターの役割

3

【第1章 各参画団体の連携と対応フロー・訓練】

1. 発災時における各参画団体の連携と対応フロー

発災時の人的支援の流れ

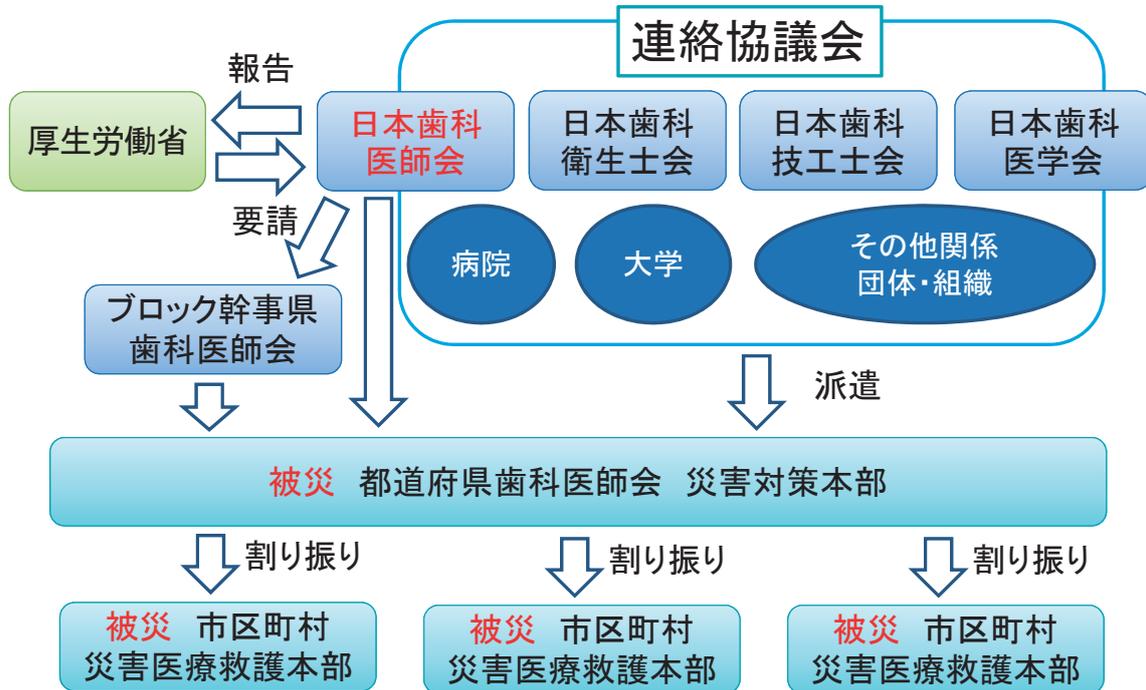
発災時の救援物資の流れ

発災時の身元確認出動の流れ

それぞれ、下記フローに基づいて、連絡協議会参画団体が連携して対応する。

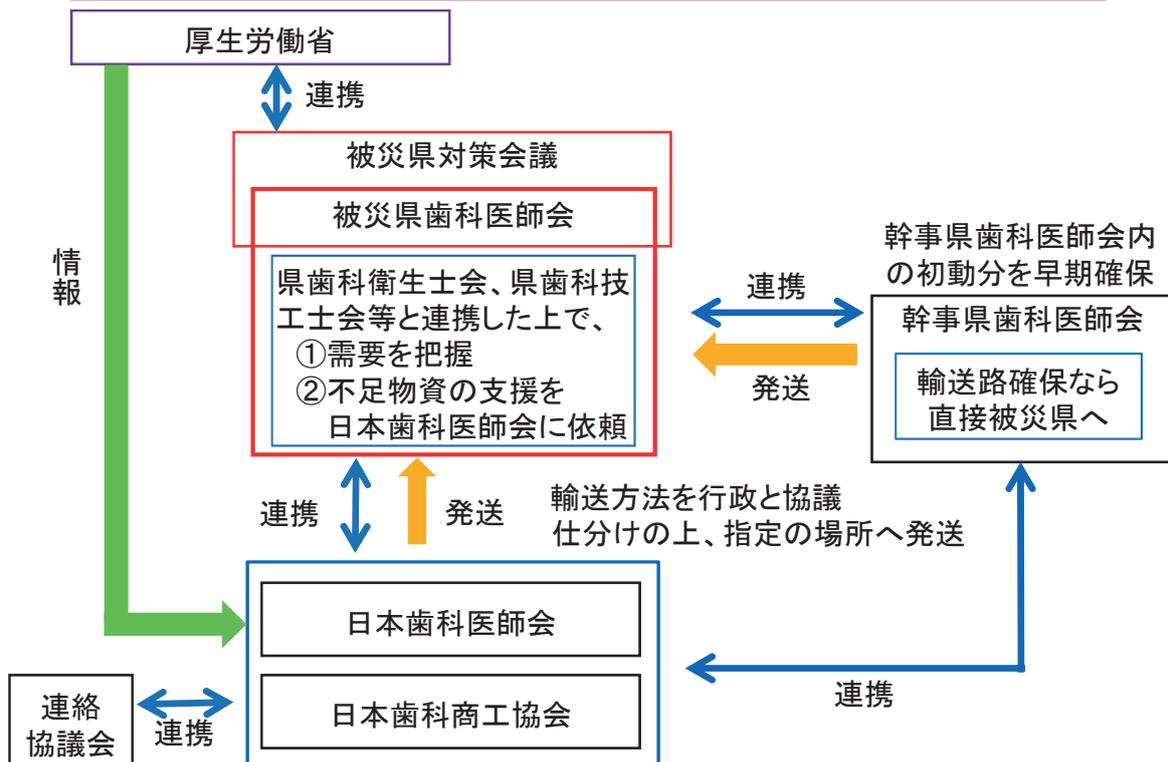
4

発災時の人的派遣の流れ



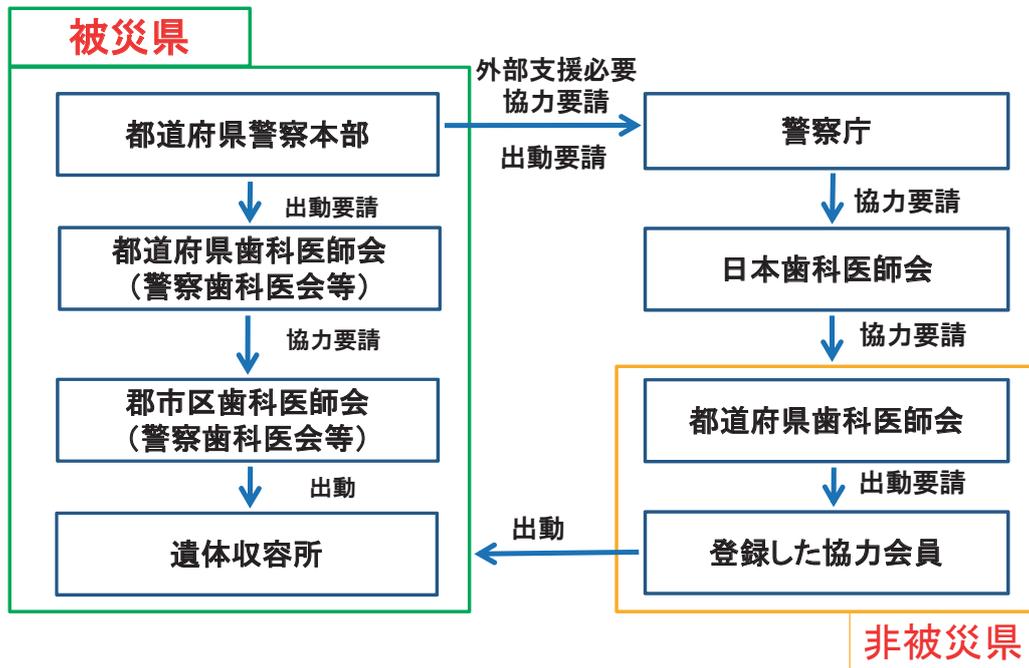
5

発災時の救援物資の流れ



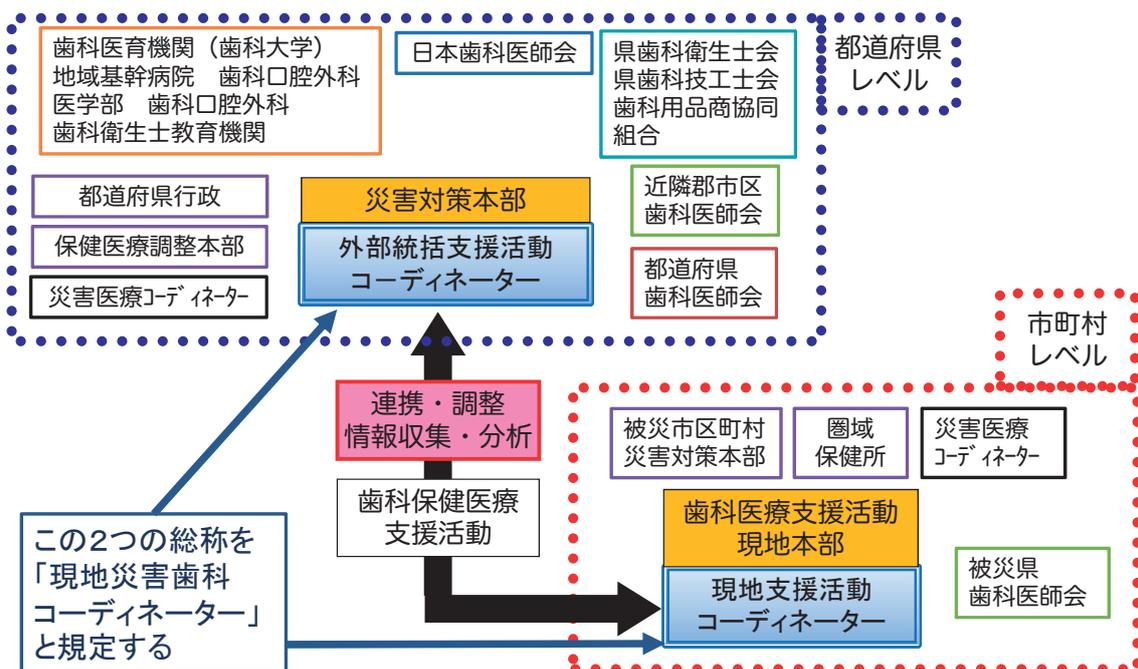
6

発災時の身元確認出動の流れ



7

現地災害歯科コーディネーター(外部統括支援活動/現地支援活動)間の 役割分担と連携(一例)



平成25年度 日本歯科医師会 災害歯科コーディネーター研修会 資料をもとに改訂

8

【第1章 各参画団体の連携と対応フロー・訓練】

2. 平時からの実地訓練

情報連絡網の訓練

連絡協議会としては、定期的に災害時の担当や連絡共有手段やその手順について確認し、MLやHP（リンクなし）などを実際に稼働して実証する。

災害時対応立ち上げ訓練

都道府県ごとに、多組織多団体多職種での訓練を行うべくサポートする。具体的には、災害医療コーディネーターと連携した訓練と連動した、

- (1) 歯科の災害対策本部の立ち上げ、
- (2) 災害対策本部内の医療救護本部の会議への参画、
- (3) 歯科医療班の編成、
- (4) 歯科救護所の立ち上げ、など。

9

災害時対応研修

災害時の円滑な対応と、人材育成を目的に、実際の対応を想定した訓練・研修会を定期的に行う。

併せて、研修結果を検証し、効率的かつ効果的な災害時対応を図る。

10

【第2章 各参画団体の基本情報と役割、申し合わせ事項】

1. 各参画団体の基本情報と役割

日本歯科医師会は、厚生労働省、もしくは、「被災者健康支援連絡協議会」において共有された情報を、各参画団体と共有し、本連絡協議会が全体としての機能を果たすための役割を担う。

各参画団体は、人的資源、もしくは支援物資の提供において適宜協力する。併せて、災害対応に係る情報について連絡協議会として共有する。

人的資源は、急性期および中長期においては、雇用者数の少ない歯科診療所からの派遣が困難な場合もあり、被災地以外の病院歯科、歯科大学・歯学部などから積極的に派遣されることが期待される。

また必要に応じて、データ解析や研修なども含めたロジスティックスや後方支援において、大学等よりの専門的な支援が検討されることが望ましい。

「歯科商工協会」においては、支援物資拠点における受け入れや整理、更には安定供給などを行う。

11

【第2章 各参画団体の基本情報と役割、申し合わせ事項】

1. 各参画団体の基本情報と役割

参画団体名	役割
公益社団法人 日本歯科医師会	全体の統括、厚生労働省など他組織との連絡調整・情報共有などの事務局機能
都道府県歯科医師会	被災時：被災状況の把握と報告、 受援体制の構築 非被災時：応援、出務体制の構築
日本歯科医学会	専門的分野の人員および後方支援
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議 全国医学部附属病院歯科口腔外科科長会議 日本病院歯科口腔外科協議会	・急性期の緊急患者受け入れ、急性期 および中長期の人員派遣 ・専門的分野の人員および後方支援 ・医療チームの一員としての同時発出
公益社団法人 日本歯科衛生士会	歯科衛生士・歯科保健の支援
公益社団法人 日本歯科技工士会	歯科技工士・歯科技工の支援
全国行政歯科技術職連絡会	被災自治体歯科職の後方支援
一般社団法人 日本歯科商工協会	支援物資の提供、管理

12

各団体の役割に基づいた(時系列)行動フロー

参画団体名	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3以降
公益社団法人 日本歯科医師会	全体の統括、厚生労働省など他組織との連絡調整・情報共有などの事務局機能		
都道府県歯科医師会 (被災県)	被災状況の把握と報告、受援体制の構築	支援	
都道府県歯科医師会 (非被災県)	応援、出務体制の構築		
日本歯科医学会	専門的分野の人員および後方支援		
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 国立大学歯学部長・歯学部附属病院 院長会議 全国医学部附属病院歯科口腔外 科科長会議 日本病院歯科口腔外科協議会	急性期の緊急患者受け入れ		
	急性期の人員派遣	中長期の人員派遣	
	医療チームの一員としての同時発出	専門的分野の人員および後方支援	
公益社団法人 日本歯科衛生士会	歯科衛生士・歯科保健の支援		
公益社団法人 日本歯科技工士会	歯科技工士・歯科技工の支援		
全国行政歯科技術職連絡会	被災自治体歯科職の後方支援		
一般社団法人 日本歯科商工協会	支援物資の提供、管理		

13

【第2章 各参画団体の基本情報と役割、申し合わせ事項】

2. 基本的な申し合わせ事項(活動の際の統一的な考え方、行動)

時期ごとのコーディネート

派遣候補者の選定

出動時の事前研修

引継ぎ

撤収

14

時期ごとのコーディネート

<急性期>

現地においては都道府県歯科医師会が都道府県・市区町村と共に活動を行う。

日本歯科医師会は日歯災害歯科コーディネーターの選任及び情報収集を行う。

また厚生労働省との連携を緊密に行い、派遣等の調整を行う。

<急性期以降>

現地においては自治体との協定のもとにたちあがる現地歯科医療救護対策本部の現地災害歯科コーディネーターが統括し、本協議会の構成団体はその指揮命令下に入り、活動を行う。日歯災害歯科コーディネーターはこれをサポートする。

日本歯科医師会では担当役員が現地の日歯災害歯科コーディネーターと緊密な連携を図り、関係団体と調整を行う。

属人的な対応(現地へ訪問しての診療行為、物品等の送付)は、現地自治体等の疲弊要因となることから自粛する。

15

派遣候補者の選定

* 初動の派遣者

初動にあたっては、宿泊、衛生、安全などの確保が困難であり、確約できない。このため、機動力とともに、自己完結力が求められ、体調や性別なども考慮する。

また初期は、調査や評価と同時に、マネジメントや教育ができるような人材を選定する。そうでないと、ただその場で作業としての歯科介入を展開するだけとなり、無秩序な介入を招くばかりではなく、その後の連携が困難となる。

* コーディネーター役とチーム員との選定

コーディネーターやチームリーダーは、今後の支援者は、歯科が行う実際的な災害訓練に参加している、人道支援や心理社会的支援の研修を受講しているなど、他の災害支援に関わる職種が身につけている基本的な研修を終えた者から選定する。

* 心理社会的安定性

支援内容やタイミングによっては、心理社会的ショックを受けやすい状況や、突発的な事項が連続して起きるような可能性があり、誰しものが心理社会的に大きな影響を受けることを考慮に入れて、選定する。

16

出動時の事前研修

* 目的は地域の歯科医療の回復

派遣はあくまでも地域の保健医療体制の回復のためであり、地域の意向が重視され、そのもとで行動することを確認する必要がある。このため、コーディネーターやチームリーダーのもとで、チームの決定にはチームの一員として従い、プレイヤーになりきっていただく必要があることも確認する。

* 災害対応、支援対応の全体

災害時の歯科保健に関する標準化された対応のみならず、災害に関わる法規やシステム、人道支援の基本であるスフィアスタンダード、心理社会的支援にあたるためのサイコロジカルファーストエイド(PFA)など、歯科を代表して多職種の中での災害対応をするにあたっての最低限の知識を学んでいただく必要がある。

これらの基礎知識を自習できるようなセットを準備しておき、実際に派遣者と選定された後に事前研修として、改めて学んでいただく。可能ならばオンラインで視聴して確認テストをできるようなシステムを構築していくことが好ましい。

17

* 初動セット

初動セットは各都道府県歯科医師会が常備し、日本歯科医師会は補助金を備蓄しておき要請があれば送付する。

【初動セット例】

<事務的物品>

- ・啓発ポスター
- ・記録用紙
- ・アセスメント票
- ・ビブス

など

<活動物品>

- ・マスク
- ・グローブ
- ・紙エプロン
- ・紙コップ
- ・デンタルミラー
- ・探針
- ・ピンセット
- ・手指消毒剤

など

18

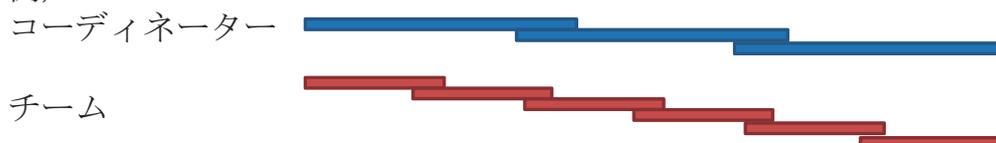
引継ぎ

* 引継ぎ時のフォロー

引き継ぎ時のフォローのためには、郡市区歯科医師会の担当か、その地区のエリア・ライン制となっているコーディネーターかが必要。しかし、郡市区歯科医師会の担当は主に開業医であり、なるべくコーディネーター役を派遣する。必要時、大学からの派遣を依頼する。

コーディネーターは長期でコーディネーター同士で繋ぎ、チームは長期ではなくてもいいがチーム同士で繋ぐ、とすることが好ましい。

例)



* チーム

平時より当直のように組んでおく。例えば、年度ごとに「何かあった時には初動で出る」という担当を決めておけば、人選に時間を要することはなく出務できる。歯科開業医が担当であれば、「今年度は自分が災害時担当なので、急に予約変更や代診をお願いすることがあります」などと従前より院内に掲示しておくことにより、スムーズに対応できることとなる。それぞれのチームに事務局も含める、もしくは、その役を演じられる人を含めて派遣することも、記録やデータのためには大切である。

19

撤収

* 派遣終了の判断

派遣の目的は、あくまでも「地域の歯科医療の回復」であり、地元の意向により派遣終了は判断される。これは、医療評価、もしくは、公衆衛生的評価での歯科保健医療ニーズが無くなるということと同義ではなく、プライマリヘルスケアの原則に基づき、地域の歯科保健医療職のみで対応できる業務量まで軽減されたということを意味する。外部支援終了の判断は最終的には都道府県歯科医師会災害対策本部が行い、日本歯科医師会他はこれを尊重する。

* 撤収にあたっての地元への引き継ぎ

インフラが回復し、地域の歯科保健医療体制がおおむね復旧し、歯科保健医療対応が地域の歯科保健医療職のみで可能な業務量まで軽減されてきた時点で、外部支援終了に向けて地域歯科保健医療者への引き継ぎを開始する。引き継ぎにあたっては、地域歯科保健医療者の要望に基づいた対応を行う。

* 派遣予定計画にあたり

長期的に、派遣予定者を計画しておくことは必要でもあるが、あくまでも状況に応じて派遣取りやめになるかもしれないことは前提条件として容認していただいておく。業務内容も必ずしも歯科臨床業務ではなく、その日その場で変更がありえることも受け入れた者のみが派遣予定者となりえる。

20

【第3章 指揮命令系統】

1. 指揮命令系統(発災場所・規模別)

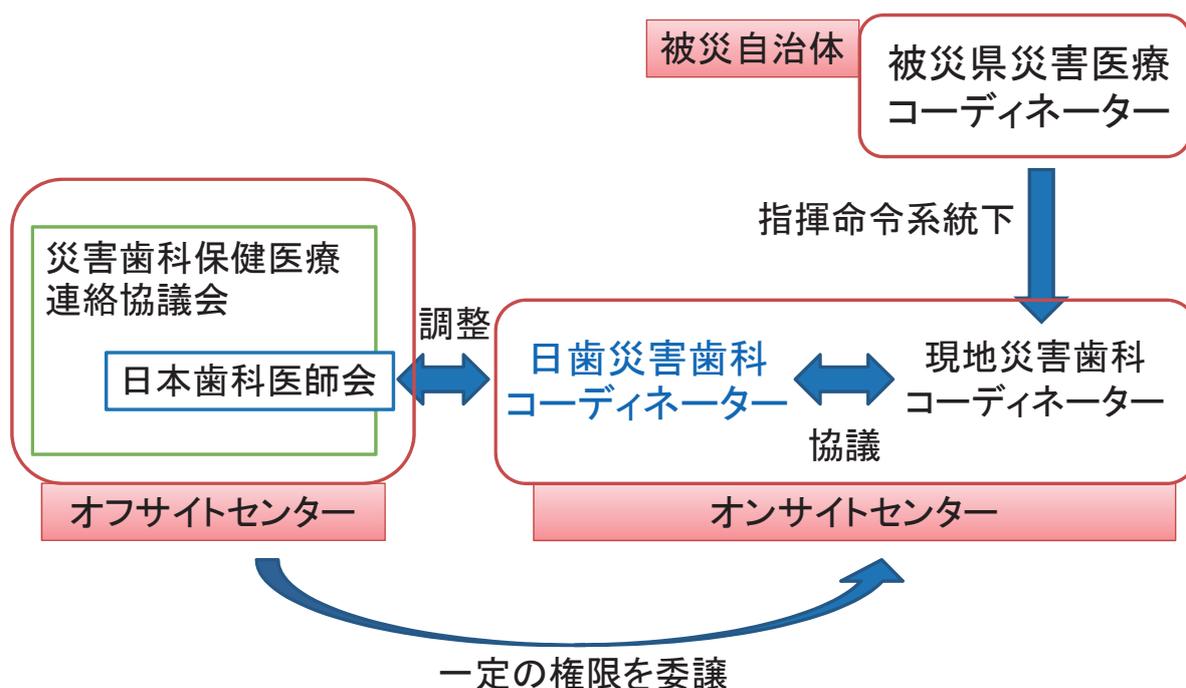
- ・原則、各自治体の指揮命令系統下に属し、その決定を最優先する。
- ・日歯災害歯科コーディネーターと被災県歯科医師会現地コーディネーターは共同で自治体と協議を行い、合意の上、日本歯科医師会を窓口とした本連絡協議会への調整依頼を図る。

2. 日歯災害歯科コーディネーターの役割

- ・研修を受けた者を全国に配置し、急性期以降、現地派遣が行えるようにする。
- ・オンサイトセンターにおける状況把握を的確に行い、現地災害対策本部との連携を図る。また、オフサイトセンターである日本歯科医師会との調整を進め、日本歯科医師会および本連絡協議会における決定をサポートする。
- ・なお、現地における即自的な対応を要する事案については、一定の権限を有し、指示等を行う。

21

指揮命令系統とコーディネーターの役割



※ 「現地災害歯科コーディネーター」
＝「外部統括支援活動コーディネーター」＋「現地支援活動コーディネーター」

22

総論＝運営（情報フロー）

【第4章 情報】

1. 情報の集約
2. 情報の共有
3. 情報の発信

【第5章 センター機能】

1. 平時のセンター機能とその役割
2. 災害時のセンター機能とその役割

【第6章 緊急時の連絡体制】

1. 指揮命令系統に基づく連絡体制
2. 各参画団体及び加盟団体の緊急時連絡先
3. 報告内容・報告形態

23

【第4章 情報】 集約・共有・発信

1. 情報の集約

現地災害歯科コーディネーターは、郡市区歯科医師会および地方自治体と連絡をとり、都道府県災害対策本部会議に出席しながら、避難所などの情報を集約する(オンサイトセンター情報処理部門)。なお、被災規模が大きい場合はブロック幹事県が代行する。

日歯災害歯科コーディネーターは、現地災害歯科コーディネーターと連携をとり、その不足分を補完しながら、日本歯科医師会災害対策本部へ情報を集約する。

日本歯科医師会災害対策本部は、厚生労働省および日本医師会などと連絡を取り、必要な情報を収集する。

2. 情報の共有

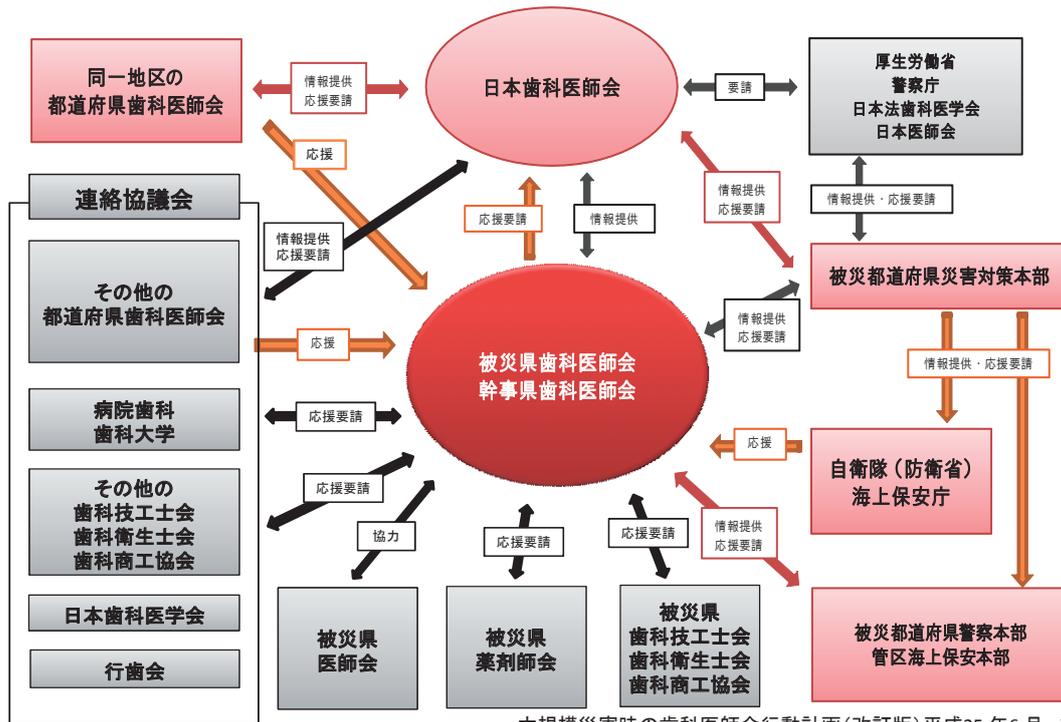
メーリングリストなどを通じて情報を共有する。

3. 情報の発信

日本歯科医師会HPにて、被災者および支援者の両面に対しての情報発信を行う。また、プレスリリースは日時を決めて定期的に行う。

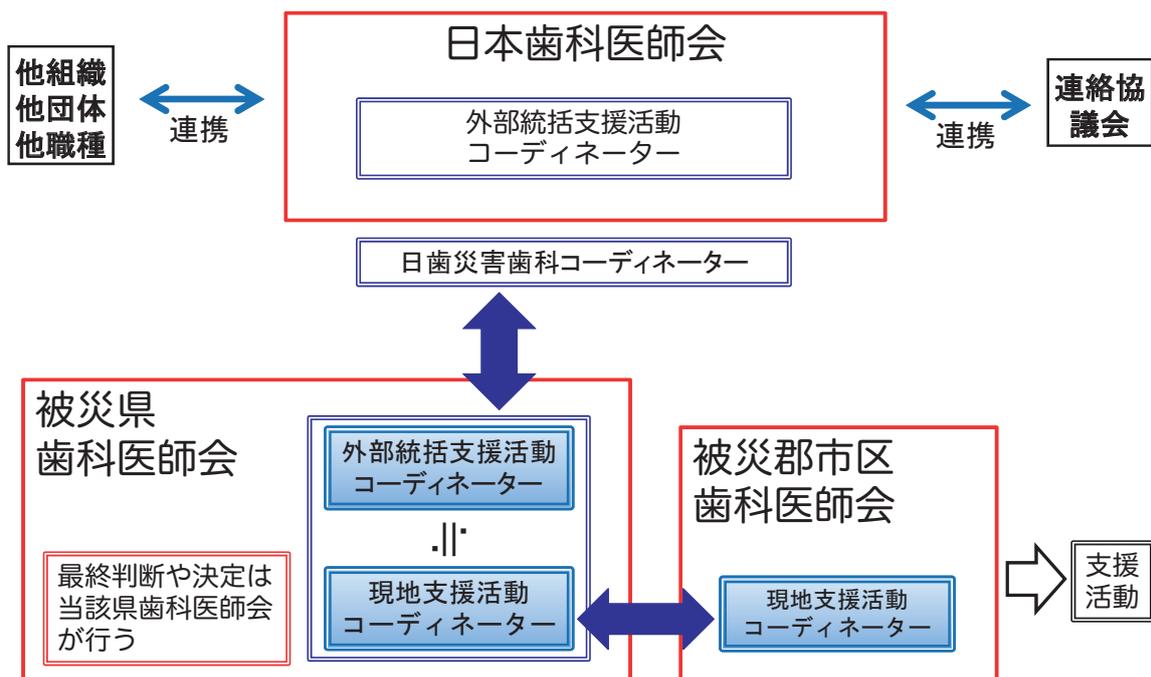
24

連絡系統フロー(全体像)



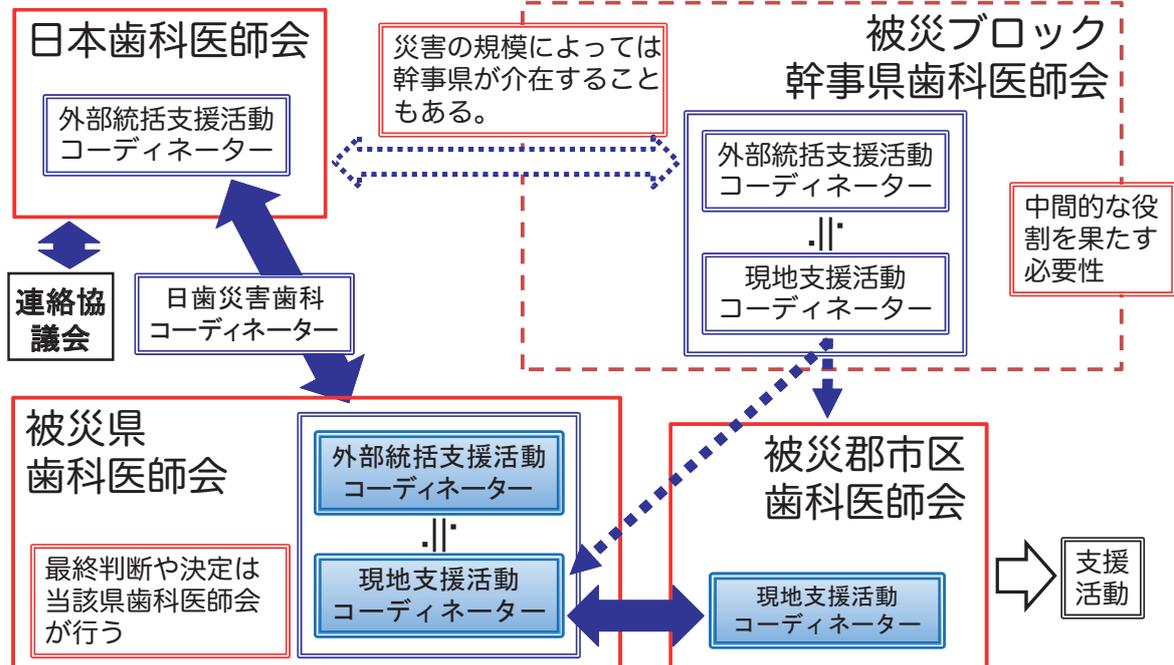
大規模災害時の歯科医師会行動計画(改訂版)平成25年6月 発行
 公益社団法人 日本歯科医師会 災害時対策・警察歯科総合検討会議 改変 25

支援活動コーディネーターの連絡系統 (幹事県が介在しない場合)



平成25年度 日本歯科医師会 災害歯科コーディネーター研修会 資料より一部改訂 26

支援活動コーディネーターの連絡系統 (幹事県が介在する場合)



平成25年度 日本歯科医師会 災害歯科コーディネーター研修会 資料より一部改訂 27

【第5章 センター機能】

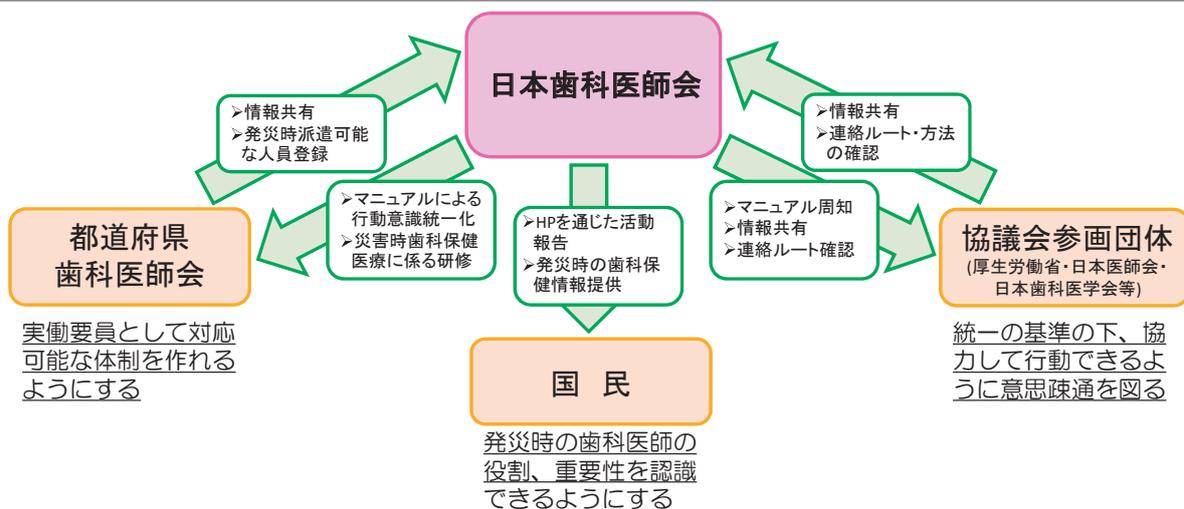
1. 平時のセンター機能とその役割

日本歯科医師会が中心となり、関係団体と情報共有を行う。
また、国民に対し、災害時歯科保健医療にかかる普及啓発を積極的に行う。

28

災害歯科保健医療に係るセンター機能(平時)

平時においては日本歯科医師会がセンター機能を有する



【平時におけるセンターの役割】

- ・ 災害時歯科保健に係る行動指針(連絡体制等)の周知徹底
- ・ 発災に備えた各都道府県等の状況に係る状況把握(定期的な調査の実施)
- ・ HP掲載情報に係る即時的対応
- ・ 研修会(コーディネーター、情報処理含む)の開催
- ・ 首都直下地震等に伴い日本歯科医師会の会館が使用できない場合の代替地の検討
- ・ 避難所の環境整備に向けた関係省庁への提案

29

【第5章 センター機能】

2. 災害時のセンター機能とその役割

＜急性期＞

- ・ オンサイトセンターとして被災県に、オフサイトセンターとして日本歯科医師会にそれぞれ機能を分化する。
- ・ 被災県においては県歯科医師会内にオンサイトセンターを立ち上げ、実働部門と情報処理部門に人員を分ける。情報処理部門は現地の状況について災害対策本部および日本歯科医師会に情報提供を行う。
- ・ 日本歯科医師会においては直ちにオフサイトセンターとして関係団体との調整を行うとともに、速やかに日歯災害歯科コーディネーターの選任及び現地への派遣を決定する。個人・団体からの支援の申し入れなどの窓口と調整も担当する。
- ・ また、被災者への有益な情報発信ができるようホームページで情報発信し、定期的なプレスリリースを行う。

30

災害歯科保健医療に係るセンター機能(発災時)

被害範囲が単一県程度の場合は当該県歯科医師会が主たるセンター機能を有する



【発災時におけるセンターの役割】

- ・ 平時のセンターである日本歯科医師会からの権限移譲を受ける。日本歯科医師会にはWeb更新及び協議会参画団体等との調整機能を残すのみ
- ・ 実働部門と情報処理部門に分化し、情報処理部門が限定された部署と情報共有を行い、人・モノの依頼を実施し、実働部門のサポートを行う

31

<急性期以降>

- オンサイトセンターにおいては日歯災害歯科コーディネーターが自治体との調整を基に現地災害歯科コーディネーターと連携して指揮命令を行い、避難所等への対応等を行う。
- オフサイトセンターにおいては、オンサイトセンターより上がってくる情報を基に、俯瞰的に派遣や物資の調整等を行う。

【第6章 緊急時の連絡体制】

1. 指揮命令系統に基づく連絡体制

- 本連絡協議会においては、緊急時の連絡は基本的にMLにて共有する。
- 迅速な決定が必要とされる場合は、本連絡協議会の会長（日本歯科医師会）または災害歯科コーディネーターが判断してからの情報共有とし、必要時意見確認の上、修正する。
- 時間を区切った議論の後の決定とする場合、期限までに連絡がない構成団体は承認したものとみなして、期限になったら決定する。

2. 各参画団体の緊急時連絡先等

- 各参画団体の会員・加入者数、所在地・緊急時連絡先を共有する。

33

各参画団体の緊急時連絡先等

＜日本歯科医師会／日本歯科医学会／日本私立歯科大学協会／国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議／全国医学部附属病院歯科口腔外科科長会議＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
公益社団法人 日本歯科医師会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20	災害時優先電話：03-3234-6766、 03-3262-1144 FAX：03-3262-9885 Mail:soumuka@jda.or.jp	64,826人
日本歯科医学会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20	—	23専門分科会、 20認定分科会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-3-4	TEL:03-3265-9068 FAX:03-3265-9069 Mail:jimkyoku@shikadaikyo.or.jp	68人(17大学各4人)
国立大学歯学部長・ 歯学部附属病院長会議	〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-8 大阪大学歯学部歯学研 究科	—	22人 (11大学の学部長、病院長)
全国医学部附属病院 歯科口腔外科科長会議	〒990-9585 山形県山形市飯田西2- 2-2 山形大学医学部歯科口 腔・形成外科学講座	FAX:043-226-2151(事務局) Mail:m-iino@med.id.yamagata- u.ac.jp(会長：飯野光喜)、 Mail:tanzawap@faculty.chiba-u.jp (事務局：丹沢秀樹)	62人(63大学)

34

各参画団体の緊急時連絡先等

＜日本病院歯科口腔外科協議会／日本歯科衛生士会／日本歯科技工士会／
全国行政歯科技術職連絡会／日本歯科商工協会＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
日本病院歯科口腔外科協議会	〒664-8533 兵庫県伊丹市車塚3-1 公立学校共済組合近畿 中央病院	TEL:072-781-3712 FAX:072-779-1567 Mail:yakushiji_n@kich.itami.hyogo.jp	426人
公益社団法人 日本歯科衛生士会	〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19	災害時優先電話:03-3209-8020 FAX:03-3209-8023 Mail:jimukyoku@jdha.or.jp	16,574人 (平成29年2月末現在の正会員)
公益社団法人 日本歯科技工士会	〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町21-5	TEL:058-233-3033(夏目専務理事)、090-8045-5509(大勝事務局長) FAX:03-3267-8650 Mail:nichigi@info.email.ne.jp、info@nichigi.or.jp	8,749人
全国行政歯科技術職連絡会	〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学院事務局・安藤雄一	Mail:andoy@niph.go.jp	700人 (歯科医師139人、 歯科衛生士559人、 その他2人)
一般社団法人 日本歯科商工協会	〒111-0056 東京都台東区小島2-16-14日本歯科器械会館1F	TEL:03-3851-0324 FAX:03-3851-0325 Mail:general@jdtta.org	8団体(855社)

35

各参画団体の緊急時連絡先等

＜都道府県歯科医師会（北海道～福島県）＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
一般社団法人 北海道歯科医師会	〒060-0031 北海道札幌市中央区北1条東9-11	災害時優先電話:011-231-0945 FAX:011-271-7514 Mail:maneger@doushi.net	3,142人
一般社団法人 青森県歯科医師会	〒030-0811 青森県青森市青柳1-3-11	TEL:080-2826-6411 FAX:017-722-4603	589人
一般社団法人 岩手県歯科医師会	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-5-25	衛星携帯電話:00881623440526 FAX:019-654-5474 Mail:kenshika@iwate8020.or.jp	675人
一般社団法人 秋田県歯科医師会	〒010-0941 秋田県秋田市川尻町字大川反170-102	災害時優先電話:018-865-8020 衛星携帯電話:870-772580208 FAX:018-862-9122 Mail:madoguchi@akita-da.or.jp SNS:http://www.akita-da.or.jp/	436人
一般社団法人 宮城県歯科医師会	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-5-1	災害時優先電話:022-215-3550 衛星携帯電話:090-7791-1374 FAX:022-225-4843 Mail:saigai@miyashi.or.jp	1,142人
一般社団法人 山形県歯科医師会	〒990-0031 山形県山形市十日町2-4-35	災害時優先電話:023-632-8020 FAX:023-631-7477 Mail:keishi@gaea.ocn.ne.jp	517人
公益社団法人 福島県歯科医師会	〒960-8105 福島県福島市仲間町6-6	FAX:024-524-1323、024-515-3415 Mail:info@fda-online.or.jp	929人

36

各参画団体の緊急時連絡先等 ＜都道府県歯科医師会（茨城県～神奈川県＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
公益社団法人 茨城県歯科医師会	〒310-0911 茨城県水戸市見和2-292-1	災害時優先電話:029-252-2561	1,323人
一般社団法人 栃木県歯科医師会	〒320-0047 栃木県宇都宮市一の沢2-2-5	災害時優先電話:028-648-0461 FAX:028-648-8149 Mail:tochishi@tochigi-da.or.jp	983人
公益社団法人 群馬県歯科医師会	〒371-0847 群馬県前橋市大友町1-5-17	TEL:027-252-0391 FAX:027-253-6407	928人
一般社団法人 千葉県歯科医師会	〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港32-17	災害時優先電話:658-721 FAX:658-722	2,482人
一般社団法人 埼玉県歯科医師会	〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	災害時優先電話:048-829-2322 FAX:048-829-2376 ツイッター http://twpro.jp/saishi_bousai フェイスブック https://www.facebook.com/#!/saishi.bousiai	2,607人
公益社団法人 東京都歯科医師会	〒102-8241 東京都千代田区九段北4-1-20	災害時優先電話:03-5212-4955	8,004人
一般社団法人 神奈川県歯科医師会	〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町6-68	災害時優先電話:9-602-9201 衛星携帯電話:080-7705-7156 FAX:9-602-9200	3,814人

37

各参画団体の緊急時連絡先等 ＜都道府県歯科医師会（山梨県～愛知県＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
一般社団法人 山梨県歯科医師会	〒400-0015 山梨県甲府市大手1-4-1	災害時優先電話:055-252-6481 衛星携帯電話:080-8764-0880 FAX:027-253-6407 Mail:yda-info@yda.jp	452人
一般社団法人 長野県歯科医師会	〒380-8583 長野県長野市岡田町96-6	—	1,104人
一般社団法人 新潟県歯科医師会	〒950-0982 新潟県新潟市中央区堀之内南3-8-13	—	1,271人
一般社団法人 静岡県歯科医師会	〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金3-3-10	衛星携帯電話:00881623418321、 00881623418322、00881623418323、 080-1584-6905 TEL:054-283-2591 FAX:054-283-3590 災害支援システム mail_form.phpwww.emap.spda-info.net/	1,704人
一般社団法人 愛知県歯科医師会	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-18	災害時優先電話:052-962-8020 災害時優先携帯電話:080-4427-4180、 080-4427-4181、080-4436-2773 衛星携帯電話:080-2646-7068	3,773人

38

各参画団体の緊急時連絡先等 ＜都道府県歯科医師会（三重県～和歌山県）＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
公益社団法人 三重県歯科医師会	〒514-0003 三重県津市桜橋2-120-2	災害時優先電話：080-1575-3794 TEL:059-227-6488 FAX:059-227-0510 Mail:sansikai@dental-mie.or.jp	861人
公益社団法人 岐阜県歯科医師会	〒500-8486 岐阜県岐阜市加納城南通り1-18	TEL:058-274-6166 FAX:058-276-1722 Mail:office@gifukenshi.or.jp	1,044人
一般社団法人 富山県歯科医師会	〒930-0887 富山県富山市五福字五味原2741-2	TEL:076-432-4466 FAX:076-442-4013 Mail:post@tda8020.com	516人
一般社団法人 石川県歯科医師会	〒920-0806 石川県金沢市神宮寺3-20-5	災害時優先電話：076-251-1010 FAX:076-251-6450 Mail:ida8020@spacelan.ne.jp	551人
一般社団法人 福井県歯科医師会	〒910-0001 福井県福井市大願寺3-4-1	TEL:0776-21-5511 FAX:0776-27-5640 Mail:fda@fda.or.jp	336人
一般社団法人 滋賀県歯科医師会	〒520-0044 滋賀県大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館内	衛星携帯電話：080-2526-9327 FAX:077-523-2788、077-523-1639 Mail:sikaisi-@mx.biwa.ne.jp	554人
一般社団法人 和歌山県歯科医師会	〒640-8287 和歌山県和歌山市築港1-4-7	衛星携帯電話:080-2502-6090	597人

39

各参画団体の緊急時連絡先等 ＜都道府県歯科医師会（奈良県～広島県）＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
一般社団法人 奈良県歯科医師会	〒630-8002 奈良県奈良市二条町2-9-2	FAX:0742-34-1279、0742-34-7107	673人
一般社団法人 京都府歯科医師会	〒604-8418 京都府京都市中京区西ノ京東 栞尾町1	TEL:075-812-8020、090-1139-4184 FAX:075-812-8812～6 Mail:kyoshi@kda8020.or.jp	1,298人
一般社団法人 大阪府歯科医師会	〒543-0033 大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27	FAX:06-6774-0488	5,547人
一般社団法人 兵庫県歯科医師会	〒650-0003 兵庫県神戸市中央区山本通5-7-18	TEL:078-351-4181	3,125人
一般社団法人 岡山県歯科医師会	〒700-0813 岡山県岡山市北区石関町1-5	—	1,028人
一般社団法人 鳥取県歯科医師会	〒680-0841 鳥取県鳥取市吉方温泉3-751-5	災害時優先電話：0857-23-2624 衛星携帯電話：080-2887-3560 FAX:0857-23-5584 Mail:kenshi@ttrda.jp	282人
一般社団法人 広島県歯科医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2-4	災害時優先電話：082-241-5525 FAX:082-246-0389、082-241-4114 Mail:info@hpda.or.jp SNS http://www.hpda.or.jp	1,599人

40

各参画団体の緊急時連絡先等 ＜都道府県歯科医師会（島根県～愛媛県）＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
一般社団法人 島根県歯科医師会	〒690-0884 島根県松江市南田町141-9	災害時優先電話: 0852242725 衛星携帯電話: 772580672 FAX: 0852310198 Mail: info@shimane-da.or.jp	311人
公益社団法人 山口県歯科医師会	〒753-0814 山口県山口市吉敷下東1-4-1	携帯電話: 090-1012-2712 FAX: 083-928-8025 Mail: yakenshi@ymg.urban.ne.jp	751人
一般社団法人 徳島県歯科医師会	〒770-0003 徳島県徳島市北田宮1-8-65	FAX: 088-631-4179 Mail: office@tda.or.jp	484人
公益社団法人 香川県歯科医師会	〒760-0020 香川県高松市錦町2-8-38	災害時優先電話: 087-851-4965 FAX: 087-822-4948 Mail: jimukashi.or.jp twitter: https://twitter.com/kagawad_a_8020 Facebook: https://www.facebook.com/香川県歯科医師会-100846763445154/	520人
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	〒790-0014 愛媛県松山市柳井町2-6-2	衛星携帯電話: 080-2851-1613	745人

41

各参画団体の緊急時連絡先等 ＜都道府県歯科医師会（高知県～大分県）＞

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
一般社団法人 高知県歯科医師会	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター2F	災害時優先電話: 088-875-8020 衛星携帯電話: 080-8637-7416 (高知県歯会館) TEL: 088-824-3400 FAX: 088-872-8011 Facebook: http://www.kochi8020.com/	424人
一般社団法人 福岡県歯科医師会	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1-12-43	災害時優先電話: 092-771-1201 TEL: 092-771-3531 FAX: 092-771-2988 Mail: fda@fdanet.or.jp	3,017人
一般社団法人 佐賀県歯科医師会	〒840-0045 佐賀県佐賀市西田代2-5-24	TEL: 0952-25-2291 FAX: 0952-22-7586 Mail: sda@ia7.itkeeper.ne.jp	405人
一般社団法人 長崎県歯科医師会	〒852-8104 長崎県長崎市茂里町3-19	FAX: 095-846-0175 Mail: office@nda.or.jp	770人
一般社団法人 大分県歯科医師会	〒870-0819 大分県大分市王子新町6-1	衛星携帯電話: 080-8562-0005 TEL: 097-545-3151 FAX: 097-545-3155 Mail: okensi@green.oit-net.jp	624人

各参画団体の緊急時連絡先等 <都道府県歯科医師会（熊本県～沖縄県）>

平成29年4月30日現在

団体名	所在地	緊急時連絡先	会員・加入者数
一般社団法人 熊本県歯科医師会	〒860-0863 熊本県熊本市中央区坪井2-4-15	災害時優先電話:096-343-4398 FAX:096-343-0623	838人
一般社団法人 宮崎県歯科医師会	〒880-0021 宮崎県宮崎市清水1-12-2	TEL:0985-29-0055 FAX:0985-22-6551 Mail:mda-2@miyazaki-da.or.jp	508人
公益社団法人 鹿児島県歯科医師会	〒892-0841 鹿児島県鹿児島市照国町13-15	災害時優先電話: 099-226-5292、099-223-0378	808人
一般社団法人 沖縄県歯科医師会	〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川218-1	災害時優先電話:098-996-3561	447人

43

3. 報告内容・報告形態

- 本連絡協議会における議事や、活動報告は、可及的に電子媒体にて行い、公開可能なものは順次HPにて公開する。
- 本連絡協議会参画団体には、公開次第その旨をML配信にて通達する。
- メディア用資料も掲載場所を決めてHPに掲載し、1日1回必ず更新する。
- HPは当面は日歯HP内の災害対応のページとする。

44

各論＝現場

【第7章 歯科の役割と連携】

1. 災害時の歯科の役割
2. 共通アセスメント票(フェーズ別)
3. 災害時歯科保健医療支援アクションカード
4. 診療体制の段階別基準

45

【第7章 歯科の役割と連携】

1. 災害時の歯科の役割

◇災害時に歯科が目指すべき方向

- 大規模災害発生直後の迅速な初期対応
- 中長期にわたる避難生活者への対策
- 地域歯科医療の速やかな復旧等の実施

そのために重要なことは、

- ・地元行政はもとより、警察や自衛隊を始めとする災害時対応に係る各組織・団体との連携の構築
- ・被災した都道府県歯科医師会のみならず、日本歯科医師会及び近隣の都道府県歯科医師会がそれぞれの役割を果たしていく

46

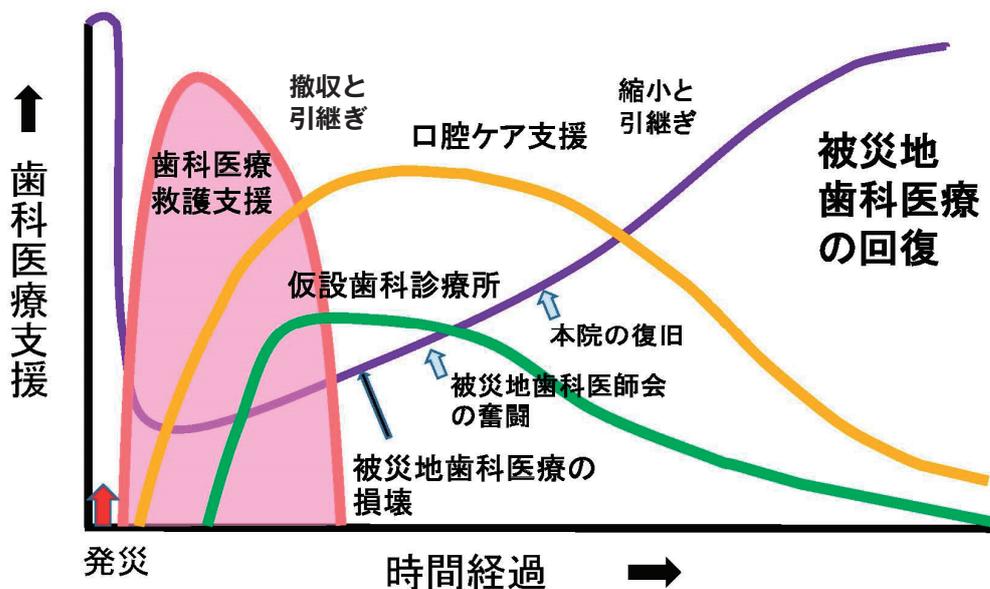
大規模災害時の歯科保健医療支援活動

オンサイトセンター			オフサイトセンター
発災後の時間的経過	保健医療活動	歯科保健医療支援活動	運営
フェイズ 0 被災直後	<生存被災者相互による救出、脱出、応急手当>		災害時体制立ち上げ 関係機関から情報収集
フェイズ 1 48時間以内	<系統的救出医療> 災害現場、救護所での医療 DMATの介入 トリアージ→広域（域内）搬送 高次医療	<口腔顎顔面外傷への対応> 応急処置 後方支援病院への搬送	関係機関との連絡調整及び情報整理、共有 物的支援、人的支援の組織間調整 方針や状況を住民等へ情報発信
フェイズ 2 2週間以内 （～数週間）	<初期集中医療> 各科専門医による緊急治療 救護所 避難所巡回による専門医医療 心理的外傷性ストレス障害（PTSD）のケア 災害関連疾病の予防 生活不活発病、エコノミッククラス症候群予防 感染症対策（防疫対策）	<応急（緊急）歯科診療> 定点診療拠点（救護所開設） 巡回診療（避難所） <巡回口腔ケア・口腔衛生指導・啓発活動> 避難所・社会福祉施設・福祉避難所等	関係機関との連絡調整及び情報整理、共有 物的支援、人的支援の組織間調整 法的支援、経済的支援に関わる情報収集と提供 方針や状況を住民等へ情報発信
フェイズ 3 被災後数か月から数年間	<リハビリテーション> リハビリ、災害関連疾病の予防、心のケア	<中長期的避難者ケア> 災害関連疾病の予防 要介護者・要援護者 訪問口腔ケア 地域口腔保健の再構築	関係機関との連絡調整及び情報整理、共有 災害時体制の終了方針の検討 方針や状況を住民等へ情報発信

田中 彰(日本歯科医師会雑誌 62(4)2009)から改変追記

47

歯科保健医療支援内容の時間経過



平成26年度全国7地区災害歯科コーディネーター研修会
日本医師会 石井正三先生スライド参考

平成27年度 日本歯科医師会 災害歯科コーディネーター研修会 資料(大黒英貴改変)

48

<急性期>

- 災害当初の緊急災害歯科医療(外傷等)
- 警察との連携による身元確認

<急性期以降>

- 避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動
 - ・要援護者に対する口腔ケア・口腔ケア啓発活動
 - ・義歯紛失ないし義歯損壊者に対する対応
 - ・栄養摂取困難者に対する栄養士と連携した活動
 - ・障害者に対する関係職種と連携した対応
 - ・乳幼児及び保護者に対する対応

49

災害時に歯科が目指すべき方向を果たすために 事前に実施すべき目標

- I 災害発生から速やかな初期対応と、復旧までの継続的支援を実施するための体制整備
- II 災害に強い地域歯科医師会づくり・災害歯科コーディネーターの設置と、日本歯科医師会及び近隣都道府県歯科医師会、行政等とのネットワークの構築

50

【第7章 歯科の役割と連携】

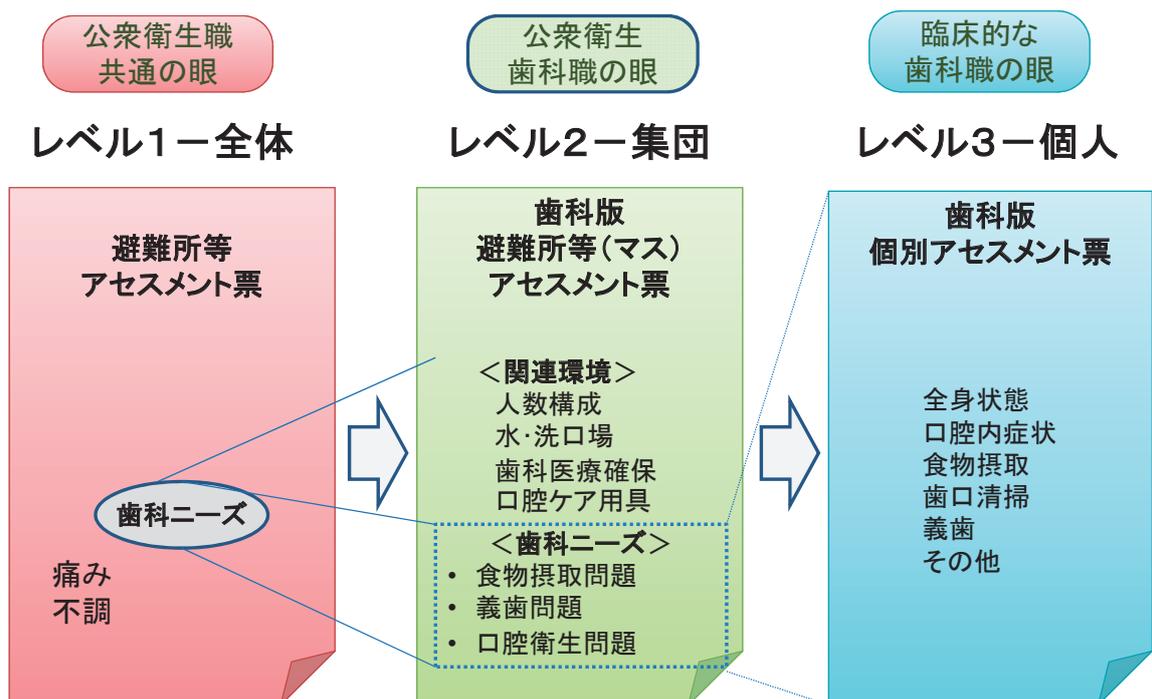
2. 共通アセスメント票(フェーズ別)

各フェーズに応じて共通アセスメント票を活用し、避難所等の情報収集を行う。

現地対策本部は専任スタッフを配してアセスメント票に係るデータ処理を行い、日毎に現地災害対策本部および日本歯科医師会に報告するとともに、翌日からの現地活動に活用する。日本歯科医師会は報告状況の取りまとめを行い、関係団体と調整を行う。

51

歯科口腔ニーズアセスメントのレベル



避難所等歯科口腔保健標準アセスメント票 (標準化レベル2) 日本歯科医師会統一版

No. _____			
避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票 (レベル2) 日本歯科医師会統一版			
避難所等名 (施設名)	市町村名		
避難者数 人 (月 日現在)	避難所 責任者氏名 (電話等)		
評価年月日 西暦 20 年 月 日	連絡先 (電話番号)		
評価時在籍 避難者数 人 (AM/PM 現在)	※ 実施したの品をすべてチェック する □ 責任者等からの聞き取り (口頭・紙上) □ 避難者からの聞き取り (人程度) □ 記録の参照 □ 写真等を見て確認 □ その他 ()		
評価者氏名 職種 氏名: _____ 所属: _____ 職種: 1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 歯学部・看護部 4 医師 5 その他 ()	情報収集法 _____		
項目	簡易評価	確認項目 (※確認できれば評価に具はる内容を記載)	特記事項
(1) 歯科口腔衛生に配慮が必要な対象者		a 乳幼児 (乳幼児) (的 人cr%)、不明 b 妊婦 (的 人cr%)、不明 c 高齢者 (75歳以上) (的 人cr%)、不明 d 障がい者等・要介護者 (的 人cr%)、不明 e 感染症等の発症者 (的 人cr%)、不明	
(2) 口腔清掃等の環境	(◎・○・△・×・-)	a 歯磨き用の水 1 充足、2 不足*、3 不明 * (具体的に:) b 歯磨き等の場所 1 充足、2 不足*、3 不明 * (具体的に:)	
(3) 口腔清掃用具等の確保	(◎・○・△・×・-)	a-1 歯ブラシ (成人用) 1 充足、2 不足 (的 人分)、3 不明 a-2 歯ブラシ (乳幼児用) 1 充足、2 不足 (的 人分)、3 不明 b 歯磨き剤 1 充足、2 不足 (的 人分)、3 不明 c 舌がけ用コップ 1 充足、2 不足 (的 人分)、3 不明 d 歯磨き剤 1 充足、2 不足 (的 人分)、3 不明 e 歯磨き剤 1 充足、2 不足 (的 人分)、3 不明 f その他 () 1 充足、2 不足 (的 人分)、3 不明	
(4) 口腔清掃状況	(◎・○・△・×・-)	a 歯磨き 1 している、2 ほとんどしていない、3 不明 b 歯磨き 1 している、2 ほとんどしていない、3 不明 c 歯磨きの介助 1 している、2 ほとんどしていない、3 不明 d 障がい者等・要介護者の介助 1 している、2 ほとんどしていない、3 不明	
(5) 歯のケア・観察	(◎・○・△・×・-)	a 痛みがある者 1 いる (的 人)、2 確認できない b 歯が折れていない者 1 いる (的 人)、2 確認できない (歯茎腫れ、歯肉や歯下の腫れ等下等による) c 歯の脱落*がある者 1 いる (的 人)、2 確認できない * (具体的に:)	
(6) 歯科保健医療の確保	(◎・○・△・×・-)	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科保健医療機関 1-1) あり (的 人分)、1-2) あり (的 人分)、2 ない、3 不明	
その他の課題	具体的に: _____		

※ 調査された7年前の避難所情報は、特記事項欄に入してください。
※ 簡易評価の記号: ◎良好・問題なし、○ほぼ良好・ほぼ問題なし、△やや問題あり、×大きく問題あり、-: 不明
(◎・○・△・×・-) 歯科医師会統一版

項目	
基本情報 (* 事前把握)	
(1) 対象者*	避難者数 高リスク者数
(2) 環境	水・洗口場の 確保状況
(3) 用具	歯ブラシ・歯磨剤 の確保状況
(4) 行動	口腔衛生行動 介助の有無
(5) 症状	痛みや不自由さの 有無
(6) 歯科医療	歯科保健医療 の確保状況
その他	

53

【第7章 歯科の役割と連携】

3. 災害時歯科保健医療支援アクションカード

活動・役割ごとのアクションカードを参照し、参集した各人が即時にチームとして機能できるようにする。

派遣が行われた地域において、基礎的な研修を終えた者であれば、現地における役割分担に従って最大の機能を発揮することができるかと想定される。

54

災害時歯科保健医療支援アクションカード



災害時歯科保健医療支援アクションカード

避難所（一般）

《出発時チームミーティング》

- チーム構成員と役割分担（班長/記録係等の選定）の確認
- 現地状況、担当部署等の確認
- 避難所の事前情報を確認、アセス票の必要事項の事前記載
- 道路状況・交通手段・天候予報等の確認

《避難所到着と任務実施》

- 避難所責任者(担当者)に挨拶、「避難所等責任者へ」手渡説明
- 基本状況等の確認・観察（イライ、衛生状態、食事支援、医療支援、近隣医療機関など）
- 可能な情報収集方法でアセス票（レベル2）を埋める
- その他の情報はメモとして記載

《避難所直接の聞き取り等の注意点》

- 挨拶、聞き取り目的と個人情報保護の確認
- 環境観察や行動観察も忘れない
- 必要時は可能な支援・応急対応を行うが、短時間に留め、状況によりチーム分けて本隊チームは予定通りにアセスを進める

《異常発生時》

- 避難所責任者(担当者)に報告
- 本部に電話連絡
- 連絡つかない場合、チームの判断で安全第一の臨時応急の処置をとる

《避難所責任者への報告と帰着》

- 避難所責任者に結果報告（記録複写の提出）
- チーム員点検の後、次の避難所・居宅・施設又は帰着へ

（帰着後は全員共通アクションカード参照）

55

【第7章 歯科の役割と連携】

4. 診療体制の段階別基準

歯科医師による治療中心の体制から、口腔衛生を中心とした保健活動への移行について、現地の日歯災害歯科コーディネーターを中心に自治体との検討を随時行う。

日本歯科医師会は日歯災害歯科コーディネーターの情報を基に関係団体と交渉を行い、派遣人員等の調整を行う。

撤収のタイミングはJMAT（日本医師会災害医療チーム）や日本赤十字社等の活動状況、インフラ等の復興状況を勘案し、現地診療所において対応が可能となる時点を目安とする。

最終判断は厚生労働省および日本歯科医師会、現地自治体および現地都道府県歯科医師会災害対策本部間で確認を行う。

56

発行：災害歯科保健医療連絡協議会
平成29年12月